

# 化学物質管理制度対象物質の 見直し内容について

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
事業所指導課 化学物質対策グループ

# 目次

---

1. 化管法及び条例の概要
2. 化学物質管理制度対象物質  
見直しの内容
3. その他

# 1. 化管法及び条例の概要

# 化学物質排出把握管理促進法(化管法)

- ✓事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的
- ✓PRTR制度とSDS制度を規定

## PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度

## SDS制度(Safety Data Sheet(安全データシート))

有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度

- ✓上記制度の対象となる化学物質を指定
  - ・ 第一種指定化学物質:PRTR制度及びSDS制度の対象(現行462物質)
  - ・ 第二種指定化学物質:SDS制度の対象(現行100物質)

# 大阪府化学物質管理制度

根拠：大阪府生活環境の保全等に関する条例

## ○府独自指定物質

### ✓適正管理の対象となる化学物質を独自に選定

- ・有害性の観点から選定 → 第一種管理化学物質
- ・光化学オゾン、粒子状物質生成の観点 → 第一種管理化学物質(VOC)
- ・生活環境保全の観点から選定 → 第二種管理化学物質

## ○事業者の義務規定

### ✓届出

- ・排出量等の届出
- ・化学物質管理計画書の届出
- ・化学物質管理目標の届出

### ✓緊急事態発生時の応急措置、通報、報告

## ○その他の規定

- ✓化学物質適正管理指針の策定
- ✓届出事項の集計・公表
- ✓立入検査、報告聴取 等

# 大阪府化学物質管理制度の対象物質(管理化学物質) (現行:2023(令和5)年3月31日まで)

## 管理化学物質(602物質)

### 化管法対象物質(指定化学物質)

### 府独自指定物質

#### 第一種管理 化学物質

第一種指定化学物質  
(トルエン、キシレン等 462物質)  
(うち特定第一種指定化学物質  
(鉛化合物、ベンゼン等 15物質))

酢酸ブチル、メタノール、  
VOC※等 24物質

#### 第二種管理 化学物質

第二種指定化学物質  
(アセトアミド、ウレタン等 100物質)

アンモニア、塩化水素、  
硫酸等 16物質

※VOC(揮発性有機化合物):

事業活動を伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあっては沸点150℃以下のものに限る。

# 物質区分ごとの化管法及び条例の規定

## 管理化学物質

### 化管法対象物質(指定化学物質)

### 府独自指定物質

#### 第一種管理 化学物質

- 化管法:
- ・排出量、移動量の届出※1,2
  - ・SDSの交付
- 条例:
- ・取扱量の届出※1,2
  - ・緊急事態発生時の措置

- 条例:
- ・排出量、移動量、取扱量の届出※1,2
  - ・緊急事態発生時の措置

#### 第二種管理 化学物質

- 化管法:
- ・SDSの交付
- 条例:
- ・緊急事態発生時の措置

- 条例:
- ・緊急事態発生時の措置

※1 製造業等24業種に属し、いずれかの第一種管理化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上)で、従業員21人以上の事業者(第一種管理化学物質取扱事業者)が対象

※2 第一種管理化学物質取扱事業者のうち、従業員50人以上の事業所は、「化学物質管理計画書」及び「化学物質管理目標」の届出も義務付け

## 2. 化学物質管理制度対象物質 見直しの内容

# 化管法対象物質(指定化学物質)見直しの考え方

## I. 対象とする候補物質(母集団)

- ・ 現行化管法対象物質、各種法令規制物質等(農薬は引き続き対象)

## II. 有害性の判断基準

- ・ 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目(発がん性、生殖毒性等)
- ・ 一定以上の生態毒性を有し難分解、高蓄積である物質を特定第一種指定化学物質に追加
- ・ 有害性情報にユスリカの情報を追加

## III. 環境中での存在に関する判断基準

### 1. 一般環境中での検出状況

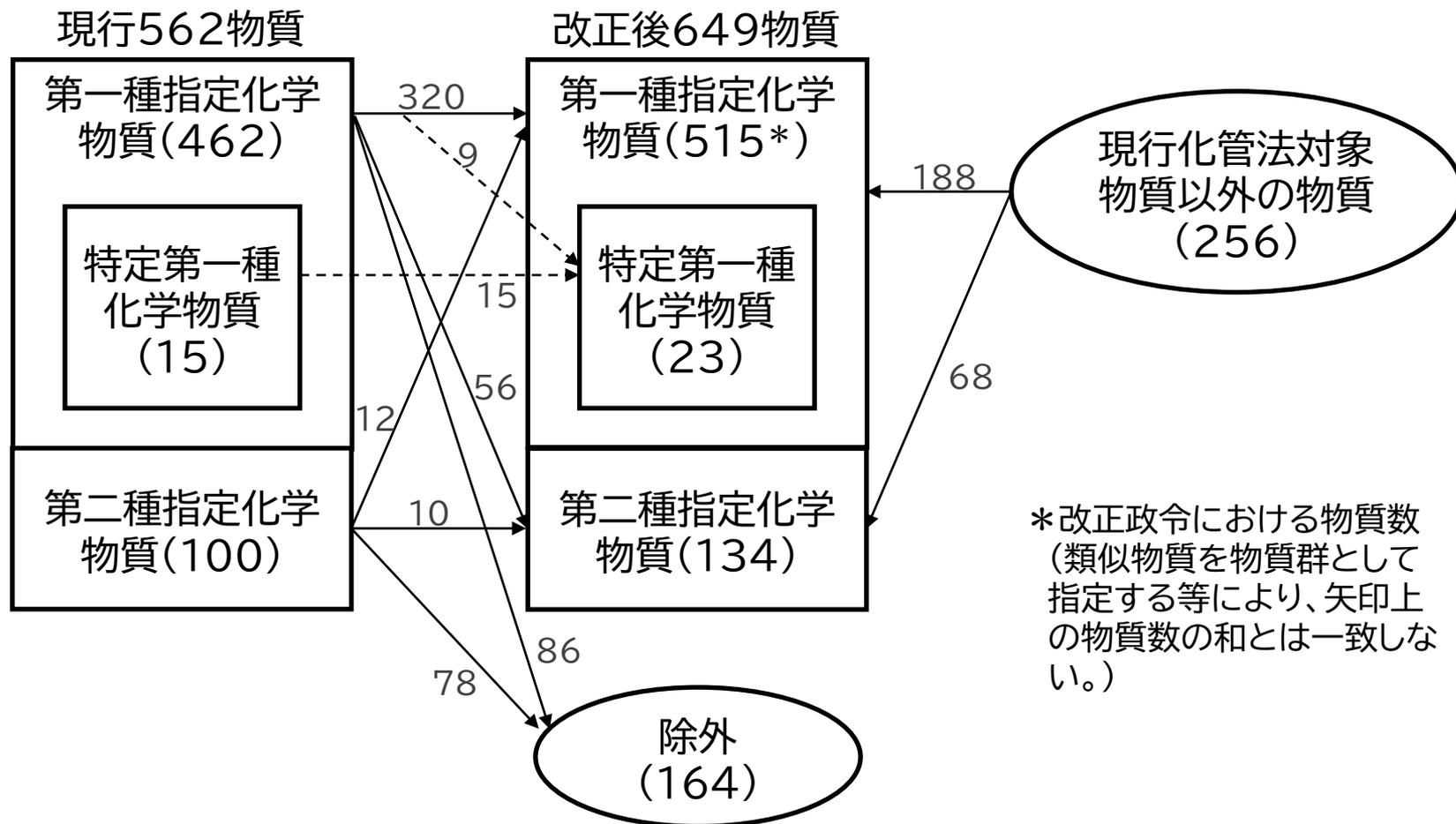
### 2. 排出量等での判断

- ・ 現行の第一種指定化学物質:届出排出量+届出外排出量 10トン以上(届出移動量が多い物質は100トン以上)
- ・ 現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途のみの物質):推計排出量 10トン以上
- ・ 現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途以外の用途もある物質):製造輸入量 :100トン以上

## IV. 環境保全施策上必要な物質

- ・ 環境基準が設定されている物質、化審法の優先評価化学物質等

# 化管法対象物質(指定化学物質)見直しの概要



※物質名等の詳細はNITEホームページをご覧ください。

[https://www.nite.go.jp/chem/prtr/law\\_index.html](https://www.nite.go.jp/chem/prtr/law_index.html)

# 化管法対象物質(指定化学物質)見直しの内容

## 【化管法】特定第一種指定化学物質の新旧対照表

### ◆特定第一種指定化学物質

- ・ 発がん性、変異原性または生殖発生毒性を有する物質。今回の改正により、一定以上の生態毒性を有する化学物質のうち、難分解性かつ高蓄積性がある物質が追加。
- ・ 排出量等の届出要件は「年間取扱量500kg以上」

(現行)

(改正後)

33 石綿	<u>12 アセトアルデヒド</u>	309 ニッケル化合物
56 エチレンオキシド	33 石綿	332 砒素及びその無機化合物
75 カドミウム及びその化合物	56 エチレンオキシド	351 1,3-ブタジエン
88 六価クロム化合物	75 カドミウム及びその化合物	385 2-ブロモプロパン
94 クロロエチレン(塩化ビニル)	88 六価クロム化合物	394 ベリリウム及びその化合物
243 ダイオキシン類	94 クロロエチレン(塩化ビニル)	397 ベンジリジン=トリクロリド
305 鉛化合物	<u>160 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジア ミノジフェニルメタン</u>	400 ベンゼン
309 ニッケル化合物	<u>178 1, 2-ジクロロプロパン</u>	<u>404 ペンタククロフェノール</u>
332 砒素及びその無機化合物	243 ダイオキシン類	<u>406 ポリ塩化ビフェニル(PCB)</u>
351 1,3-ブタジエン	<u>281 トリクロロエチレン</u>	411 ホルムアルデヒド
385 2-ブロモプロパン	<u>299 トルイジン</u>	697 鉛及びその化合物
394 ベリリウム及びその化合物		<u>706 ビス(トリブチルスズ)=オキ シド</u>
397 ベンジリジン=トリクロリド		
400 ベンゼン		
411 ホルムアルデヒド		

※数字は管理番号  
下線は、改正前後で変更があるもの

# 化管法対象物質(指定化学物質)見直しの内容

【化管法】改正により物質の統合、分離、範囲拡大等がある物質

管理番号	現行			改正の概要	管理番号	改正後		
	物質名	政令番号	種別			物質名	政令番号	種別
60	エチレンジアミン四酢酸	1-060	第一種	(範囲拡大)	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1-080	第一種
159	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1-159	第一種	(種別変更、統合)	632	1, 2-ジクロロエチレン	1-183	第一種
486	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	2-024	第二種					
239	有機スズ化合物	1-239	第一種	(分離、種別変更)	664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ) = オキシドを除く。)	1-274	第一種
					706	ビス(トリブチルスズ) = オキシド	1-375	特定第一種
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1-296	第一種	(範囲拡大、統合)	691	トリメチルベンゼン	1-342	第一種
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1-297	第一種					
304	鉛	1-304	第一種	(種別変更、統合)	697	鉛及びその化合物	1-353	特定第一種
305	鉛化合物	1-305	特定第一種					
310	ニトリロ三酢酸	1-310	第一種	(範囲拡大)	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	1-356	第一種

# 府独自指定物質見直しの考え方

## ○第一種管理化学物質

- ✓有害性の観点から選定される化学物質については、その選定基準を最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改める。
- ✓VOCについては、効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくため、引き続き府独自指定物質に位置づける。

## ○第二種管理化学物質

- ✓生活環境保全の観点からは、大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち化管法の指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物質に追加する。

# 府独自指定物質見直しの内容

## 【条例】府独自指定物質(第一種管理化学物質)

(現行:24物質)

1. エチレングリコールモノブチルエーテル <sup>※1</sup>	13. 1-ナフチルアミン
2. ギ酸	14. 2,2',2''-ニトリロトリエタノール(トリエタノールアミン)
3. 2-クロロ-1,3-ブタジエン(クロロプレン)	15. 1-ブタノール
4. クロロメチルメチルエーテル	16. 2-ブタノン(メチルエチルケトン)
5. 酢酸ブチル	17. 2-フランメタノール(フルフリルアルコール)
6. 三塩化リン	18. メタノール(メチルアルコール)
7. シクロヘキサノン	19. 1-メチル-4-ニトロベンゼン(p-ニトロトルエン)
8. シクロヘキサン <sup>※1</sup>	20. 4-メチル-2-ペンタノン(メチルイソブチルケトン) <sup>※1</sup>
9. 3,3'-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル(ジアニシジン)	21. 硫酸ジエチル <sup>※2</sup>
10. チオセミカルバジド	22. 硫酸ジメチル <sup>※1</sup>
11. 2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(メラミン) <sup>※1</sup>	23. リン酸ジブチル
12. 3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン(イソホロン)	24. VOC

※1 改正後、第一種指定化学物質となるもの  
※2 改正後、第二種指定化学物質となるもの

(改正後:1物質)



VOC

# 府独自指定物質見直しの内容

## 【条例】府独自指定物質(第二種管理化学物質)

(現行:16物質)

1. アンモニア	7. 五塩化リン	13. フッ素
2. 一酸化窒素	8. 五酸化二窒素	14. 硫化水素
3. 一酸化二窒素	9. 三酸化二窒素	15. 硫酸
4. 塩化アンモニウム	10. 四酸化二窒素	16. リン酸
5. 塩化水素	11. 硝酸	
6. 塩素	12. 二酸化窒素	



(改正後:25物質)

1. アンモニア	10. 五酸化二窒素	19. フッ素
2. <u>一酸化炭素</u>	11. <u>三塩化リン</u>	20. <u>ホスゲン</u>
3. 一酸化窒素	12. <u>三酸化硫黄</u>	21. <u>メルカプタン類</u> (指定化学物質を除く)
4. 一酸化二窒素	13. 三酸化二窒素	22. 硫化水素
5. 塩化アンモニウム	14. 四酸化二窒素	23. 硫酸
6. 塩化水素	15. 硝酸	24. <u>リン化水素</u>
7. 塩素	16. <u>二酸化硫黄</u>	25. リン酸
8. <u>黄リン</u>	17. 二酸化窒素	
9. 五塩化リン	18. <u>フッ化珪素</u>	



# 大阪府化学物質管理制度の対象物質(管理化学物質) (2023(令和5)年4月1日から)

## 管理化学物質(675物質)

### 化管法対象物質

### 府独自指定物質

#### 第一種管理 化学物質

第一種指定化学物質  
(トルエン、キシレン等 515物質)

(うち特定第一種指定化学物質  
(鉛及びその化合物、  
ベンゼン等 23物質))

VOC

#### 第二種管理 化学物質

第二種指定化学物質  
(臭素、オクタン等 134物質)

アンモニア、塩化水素、  
硫酸等 25物質

# 物質改正に係る各種規定の適用時期

- ✓ 適正管理の実施、排出量等の把握、SDSの交付、緊急事態発生時の措置等は、2023(令和5)年度から適用されます。
- ✓ 排出量等の届出は、2024(令和6)年度から適用されます。

		2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
施行日		現在 ↓	★2023.4.1	
《法・条例》	排出量等把握	旧物質	新物質	新物質
	届出	○旧物質 (2021実績)	○旧物質 (2022実績)	○新物質 (2023実績)
《法》	SDS交付	旧物質	新物質	

# 参考Q&A(対象物質見直しについて)

Q1

アクリル酸重合体(管理番号565)には、アクリル酸重合体の塩やアクリル酸誘導体の重合体が含まれるのでしょうか。

A1

アクリル酸重合体はアクリル酸のみで構成される重合体を指しています。従って、アクリル酸重合体の塩やアクリル酸誘導体の重合体は含まれません。

ただし、アクリル酸重合体の塩の製品としてのSDSは対象外ですが、PRTRの届出において、使用の過程でアクリル酸重合体(H形)に解離するのであれば、アクリル酸重合体(H形)の年間生成量を年間取扱量として届出の必要性を判断してください。

Q2

ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造だけでなく分枝構造も含むのでしょうか。

A2

炭化水素鎖の炭素数が指定されており(「プロピル」「ブチル」「ペンチル」「ヘキシル」「ヘプチル」「オクチル」「ノニル」「デシル」等)、構造を示す接頭語(「イソ」「セカンダリ」「ターシャリ」等)が無い場合は、直鎖構造のみを指します。

一方、炭化水素鎖が「アルカン」「アルケン」「アルキル」「アルケニル」「アルカノイル」と表記されており、構造が限定されていない場合は、直鎖構造も分枝構造も含まれます。

以上のことから、ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造のみが対象となります。

# 参考Q&A(対象物質見直しについて)

## Q3

現行対象物質「アクリル酸ノルマルブチル」が改正により「アクリル酸ブチル」(管理番号7)に名称が変更されておりますが、ノルマルが削除されたことによって分枝型の物質も含むことになるのでしょうか。

## A3

IUPAC命名法では、現行化管法施行令(政令)の物質名称に付与されている「-ノルマル-」を原則として使用しないと規定していますので、今般の改正政令で物質名称に「-ノルマル-」を付さないことにしました。

今般の化管法政令改正で物質名称から「ノルマル」が削除されたのは、管理番号7、354、356、359、360、392、419、462、562の物質が該当しますが、いずれもこれまでと同一の物質です。

- 7 アクリル酸ブチル
- 354 フタル酸ジブチル
- 356 フタル酸ブチル=ベンジル
- 359 ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル
- 360 N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル
- 392 ヘキサン
- 419 メタクリル酸ブチル
- 462 リン酸トリブチル
- 562 リン酸ジブチル=フェニル

# 参考Q&A(対象物質見直しについて)

Q4

ノナン(管理番号791)は、直鎖構造のもののみが対象になるのでしょうか。

A4

炭化水素の炭素数が指定されており(ノニル)、構造を示す接頭語が無いことから、ノナンについても直鎖構造のもののみが対象となります。

Q5

エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩(管理番号595)は、エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩やエチレンジアミン四酢酸ナトリウム鉄塩等は含まれるでしょうか。

A5

エチレンジアミン四酢酸、エチレンジアミン四酢酸のカリウム塩、エチレンジアミン四酢酸のナトリウム塩のみが対象で、カリウムとナトリウムを同時に含む塩や、カリウム、ナトリウム以外の元素を含む塩は対象外です。

# 参考Q&A(対象物質見直しについて)

Q6

アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1,2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1,2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)(管理番号579)の名称中「ジイル/オキシ」の「/」は何を意味しているのでしょうか。

A6

「/」は「及び」を意味しています。

この形式の名称の場合、当該高分子には、「ポリ」に続く括弧の中の、「/」で区切られた各パーツが示す構造が必ず含まれることを示しています。

Q7

アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)(管理番号580)は、指定対象となる数平均分子量の範囲が指定されていますが、数平均分子量の測定方法は指定されているのでしょうか。

A7

数平均分子量の測定方法について指定はありません。

なお、数平均分子量については改正施行令別表第一の備考に以下のように定義されています。「— この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格K7252-1に定める数平均分子量をいう。」

# 参考Q&A(対象物質見直しについて)

Q8

新たにトリメチルベンゼン(管理番号691)が指定対象物質になりました。従来の規制対象物質である1,2,4-トリメチルベンゼンと1,3,5-トリメチルベンゼンを指しているのでしょうか。また、この2物質を取り扱っている場合、今後はこの2物質の取扱量の合計値をトリメチルベンゼンの取扱量とするのでしょうか。

A8

トリメチルベンゼンは、この異性体である1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、1,2,3-トリメチルベンゼンの全てを対象としています。1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、1,2,3-トリメチルベンゼンのいずれか又はその全てを取り扱っている場合は、これらの物質の取扱量の合計値がトリメチルベンゼンの取扱量となります。

# 3. その他

# 管理計画書及び管理目標の届出の取扱い

## 【条例】

### ◆ 化学物質管理計画書

- ✓ 今回の改正により、届出対象物質の変更(追加、削減等)があり、管理計画書の内容の変更が必要な場合、変更届の提出が必要
- ✓ 提出期限:管理計画書を変更した日から三月以内

### ◆ 化学物質管理目標決定及び達成状況

- ✓ 今回の改正により、目標設定の対象とした物質の変更が必要な場合(例えば、現在「塩化第二鉄の取扱量の削減」を目標に設定している場合など)、2023年度の管理目標に係る届出は、以下のとおり2種類の届出が必要
  - 2022年度の目標達成状況の届出(塩化第二鉄)
  - 2023年度を計画初年度とする管理目標決定の届出(新規目標設定物質)
- ✓ 提出期限:2023年9月30日

※化学物質管理目標決定及び達成状況には、変更届出の規定はありません。

# 管理番号の導入

## 【化管法】

- ✓ 排出量等の届出にあたって、物質毎に付与される管理番号を使用
  - 条例に基づく取扱量の届出においても管理番号を使用するよう、様式を改正する予定



# 参考Q&A(特別要件施設における届出事項について)

Q1

化学工業を主業種とする事業所ですが、廃棄物焼却処理施設を有しています。この焼却処理施設からの水銀及びその化合物の大気排出量の届出は必要でしょうか。なお水銀及びその化合物の取扱量は年間1トン未満です。

A1

産業廃棄物処分業を従業種とし、かつ大気汚染防止法で水銀及びその化合物が測定対象である焼却施設を有していれば、届出が必要です。また、事業者Aが、製造工程をもつ事業所bと離れた場所に、事業所bの廃棄物进行处理する焼却施設を有する事業所cを所有し、事業所cの焼却施設が大気汚染防止法の測定対象施設であれば、事業者Aは、事業所cにおける水銀及びその化合物の取扱量が1トン未満でも大気排出量の届出が必要です。

Q2

非鉄金属製造業を主業種、産業廃棄物処分業を従業種とする事業所です。設置されている金属溶解炉が大気汚染防止法の対象施設になっています。廃棄物焼却処理施設の外、金属溶解炉からの水銀及びその化合物の大気排出量の届出も必要でしょうか。なお水銀及びその化合物の取扱量は年間1トン未満です。

A2

化管法では、廃棄物の焼却施設以外からの水銀及びその化合物の大気排出量の届出は、取扱量が1トン未満の場合は必要ありません。

# 各種届出の提出先

事業所の所在地	届出の提出先
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、箕面市※1、豊能町※1、能勢町※1、吹田市、泉大津市、忠岡町※2、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、富田林市※3、大阪狭山市※3、太子町※3、河南町※3、千早赤阪村※3、松原市、東大阪市、阪南市	左記の各市町村の担当窓口 ただし、※1の市町は池田市が、※2の町は泉大津市が、※3の市町村は河内長野市が、それぞれ提出先となります。
守口市、寝屋川市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ

# 条例改正に係るお問い合わせ先

- ✓ 条例改正の内容につきまして、ご質問等ありましたら以下の連絡先までお願いします。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ

電話(直通):06-6210-9578

メールアドレス:kankyokanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

## 【関連ホームページ】

大阪府／化管法(PRTR法)・条例に基づく適正管理の対象となる化学物質等の改正について

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kagaku\\_kaisei.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kagaku_kaisei.html)